

島根県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(知事が必要と認める書類)

第3条 省令第27条第2項7号に規定する都道府県知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 様式第1号の誓約書
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援法人指定にあたって参考となる書類

(支援法人の指定申請)

第4条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第2号による正本及び副本に、それぞれ省令第27条第2項及び前条に規定する書類を添えて、知事に申請を行うものとする。

- 2 知事は、前項による申請があった場合、申請者が法第40条各号に掲げる基準及び島根県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（以下「基準等」という。）に適合すると認めるときは、支援法人として指定できるものとし、様式第3号により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、申請者が基準等に適合しないと認めるときは、様式第4号により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 法第41条第2項の規定による変更の届け出は、様式第5号に、それぞれ省令第27条第2項に規定する書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に届け出るものとする。

(債務保証業務委託の認可)

- 第6条 支援法人は、法第43条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第6号による正本及び副本に、それぞれ業務委託契約書を添えて知事に申請を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、様式第7号により支援法人あて通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適当であると認めるときは、様式第8号により支援法人あて通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第7条 支援法人は、法第44条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第9号による正本及び副本に、それぞれ債務保証業務規程を添えて知事に申請を行うものとする。
- 2 支援法人は、前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、様式第10号による正本及び副本に、それぞれ変更した債務保証業務規程を添えて知事に申請を行うものとする。
 - 3 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第1項による場合は様式第11号により、前項による場合は様式第12号により、支援法人へ通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適当であると認めるときは、第1項による場合は様式第13号により、第2項による場合は様式第14号により、支援法人へ通知するものとする。

(事業計画等の認可)

- 第8条 支援法人は、法第45条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、様式第15号による正本及び副本に、それぞれ法第42条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて知事に申請を行うものとする。
- 2 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、様式第16号による正本及び副本に、それぞれ変更した事業計画等を添えて知事に申請を行うものとする。
 - 3 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第1項による場合は様式第17号により、前項による場合は様式第18号により、支援法人あて通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適当であると認め

るときは、第1項による場合は様式第19号により、第2項による場合は様式第20号により、支援法人あて通知するものとする。

(事業報告書等の提出)

第9条 支援法人は、法第45条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書を提出するときは、様式第21号に省令第30条に規定する書類を添えて、知事に提出するものとする。

(指定申請の取り下げ)

第10条 申請者は、第4条の申請を取り下げようとするときは、様式第22号により知事に届け出るものとする。

(支援法人の指定辞退)

第11条 支援法人は、やむを得ない理由により法第40条の規定による指定を辞退する場合は、様式第23号により、知事に届け出るものとする。

(指定の取消し等)

第12条 知事は、法第50条に基づき指定の取消しを行った場合は、様式第24号により通知するものとする。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。